

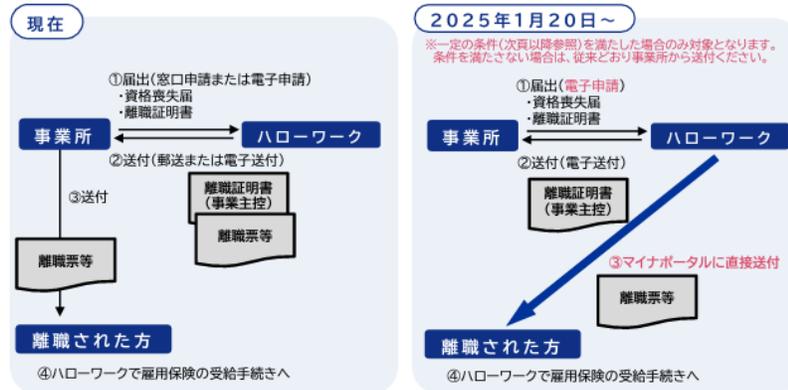
社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

離職票をマイナポータルに直接送付できるようになります！

■ 離職票をマイナポータル経由で直接離職された方へ送付可能に

2025年1月20日から、希望する離職者の方に、マイナポータルを通じて離職票を直接送付するサービスが開始されます。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明書も、マイナポータルを通じてお送りします。

「離職票」等が送付されるまでの流れ



引用：厚生労働省：「2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！」

● 対象となる条件

- 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険 WEB サービスの連携設定を行っていただくこと
- 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

■ 離職票をマイナポータル経由で受け取るための手順

STEP1

マイナポータルアプリから自身のマイナンバーがハローワークに登録されているか確認

※ 閲覧可能な雇用保険情報が表示されない方や、表示されている事業所名称が現在お勤めのものではない場合は、マイナンバーが正常に登録されていない可能性があるため、事業所を通じて「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出していただく必要があります。

STEP2

マイナポータルアプリから「雇用保険 WEB サービス」と連携

※ 「雇用保険 WEB サービス」は2025年1月20日サービス開始予定です。

STEP3

事業所からの電子申請後、ハローワークから自身のマイナポータルに「離職票」等が送信

※ マイナンバー登録には時間がかかる場合がありますので、資格喪失届提出の2週間程度前までに行う必要があります。

※ 被保険者が希望しない場合や要件を満たさない場合は、従来どおり事業所へ離職票等の書類が送付されます。

厚生労働省：「2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！」

事業主向け <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353550.pdf>

被保険者向け <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353163.pdf>



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintaikanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田

編集責任者：勝山